

令和8(2026)年8月5日

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

市町村名 (市町村コード)	那須塩原市 (09213)	
地域名 (地域内農業集落名)	黒磯地区 (本郷町、新朝日、宮町、本町、黒磯幸町、錦町、住吉町、豊町、中央町、高砂町、弥生町、橋本町、桜町、材木町、大黒町、若葉町、東大和町、黒磯、上厚崎、豊浦中町、豊浦町、末広町、清住町、新緑町、松浦町、阿波町、新町、西新町、豊住町、並木町、若草町、豊浦北町、美原町、北栄町、豊浦南町、春日町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年8月5日 (第5回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

規模拡大の意向がある担い手がいることから、営農維持の支援や集積・集約を図る必要がある。
市街化に伴い、圃場が狭小のため、集積・集約が困難になってきている。

【地域の基礎的データ】

担い手：2 1 人、農業者平均年齢：約 6 5 歳、主な作物：水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農地を地域の認定農業者へ集約する。また、認定農業者だけでは集約できない農地については、新規就農者や新規参入法人の受入れを促進することにより対応していく。
- ・農地バンクの機能を活用し、将来の経営農地の集積・集約化を目指す。
- ・黒磯ブランドの確立を図るとともに、単価の高い園芸作物の団地化を進めて収入増加を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	50.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	50.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、農地を地域の認定農業者へ集約する。また、認定農業者だけでは集約できない農地については、新規就農者や新規参入法人の受入れを促進することにより対応していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して、農用地の集積、集約を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、基盤整備事業の活用を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、JA等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、活用できる農業支援サービス事業者等があれば、活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				